

「特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案」に関する意見募集の  
結果について

令和8年4月30日  
国土交通省海事局

国土交通省では、令和8年3月16日から令和8年4月15日までの期間、特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案に関する意見の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、標記政令は本日公布されましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 御意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「特定漁船」は1日8時間労働の対象外、としているが、それこそ規制して、労働者を守らなければいけないのではないのか？</p> <p>恐らく遠洋漁業を想定しているのだと思うが、1人あたりの労働可能時間が足りないのであれば、きちんと人員を増やすのが当然であって、例外的に過重労働を認めるのはおかしい。</p> <p>特に、相当な体力を要求される漁業者が十分な休息を取れないのであれば、健康・生命に危険が及ぶ可能性は高い。</p> <p>他職業に倣い、せめて2交代シフトの時間規制を設け、連続勤務の禁止、休息をとらずに複数の漁船操業に勤務することを禁止するべきだ。</p>	<p>1日8時間労働の対象外としているのは、特定漁船員のうち、特定漁船漁ろう員の「操業期間」のみであり、操業期間を除く航海期間については、1日8時間労働の対象となります。また、その労働時間制限を遵守できるだけの定員を乗り組ませることを船舶所有者に義務付けることとしています。</p> <p>また、遠洋漁業等の漁船員が過酷な労働環境に置かれる傾向にあることは問題であると考えており、操業期間中であっても、1日最低8時間以上の休息を与えること等を義務付けることとしています。</p>
2	<p>労働時間・休憩時間・休日の違反に対する罰則が無いのは、おかしいのではないか。全ての項目に対して、違反の罰則対象にすべきである。</p> <p>また、30万円の罰金では、一度で数千万円以上儲かる大型漁船の場合、平気で違反する可能性が高い。</p> <p>罰金はその操業利益の没収などを含め、厳重にすべきだ。</p> <p>特に雇用者への罰則は、労働者と分け、より厳重にすべきだ。</p>	<p>本政令は、罰則の対象を明確化するために定めたものであり、罰則の種類や罰金の金額等は現行規定と同様のものを定めることを原則とさせていただきます。</p> <p>なお、労働者に対する罰則は規定しておりません。</p>